

固定価格買取制度について

- ・平成28年度の状況
- ・改正FIT法

買取価格の推移

(単位:円/kWh)

電源種類	規模	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度		平成28年度	調達期間
					4/1~6/30	7/1~		
太陽光	10kW未満 (税込)	42	38	37	35 (出力制御対応機器設置義務あり)		33 (同左)	10年
	10kW以上	40	36	32	29	27	24	20年
風力	陸上	20kW未満	55	55	55	55	55	20年
		20kW以上	22	22	22	22	22	
	洋上	-	-	-	36	36	36	
水力 (全て新設設備設置)	200kW未満	34	34	34	34	34	34	20年
	200kW以上 1,000kW未満	29	29	29	29	29	29	
	1,000kW以上 3万kW未満	24	24	24	24	24	24	
水力 (既設導入水路)	200kW未満	-	-	25	25	25	25	20年
	200kW以上 1,000kW未満	-	-	21	21	21	21	
	1,000kW以上 3万kW未満	-	-	14	14	14	14	
地熱	1.5万kW未満	40	40	40	40	40	40	15年
	1.5万kW以上	26	26	26	26	26	26	
バイオマス	メタン発酵	-	39	39	39	39	39	20年
	未利用木材	2,000kW未満	32	32	32	40	40	
		2,000kW以上				32	32	
	一般木質等	-	24	24	24	24	24	
	廃棄物	-	17	17	17	17	17	
	建設資材廃棄物	-	13	13	13	13	13	

◆固定価格買取制度の認定状況について(全国)

(万kW)

	平成24年度 (7月～3月)	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (4月～1月)	合計	
太陽光 (10kW以上)	1,605.2	3,724.9	1,799.1	350.4	7,479.6	87.4%
太陽光 (10kW未満)	141.5	126.8	109.9	73.5	451.8	5.2%
小水力	7.6	22.5	35.6	8.5	74.2	0.9%
風力	76.1	23.1	127.3	33.0	259.6	3.0%
バイオマス	11.9	80.8	101.2	95.4	289.2	3.4%
地熱	0.4	1.0	5.7	0.5	7.4	0.1%
合計	1,842.6	3,979.1	2,178.8	561.1	8,561.6	

◆賦課金について

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
賦課金総額	約1,300億円	約3,300億円	約6,500億円	約1兆3,200億円	約1兆8,000億円
賦課金単価	0.22円/kWh	0.35円/kWh	0.75円/kWh	1.58円/kWh	2.25円/kWh
一般家庭月額 (300kWh/月換算)	66円/月	105円/月	225円/月	474円/月	675円/月

改正FIT法

改正FIT法は、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図り、エネルギー・ミックスを実現するためにFIT制度の見直し

※ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(通称「FIT法」)

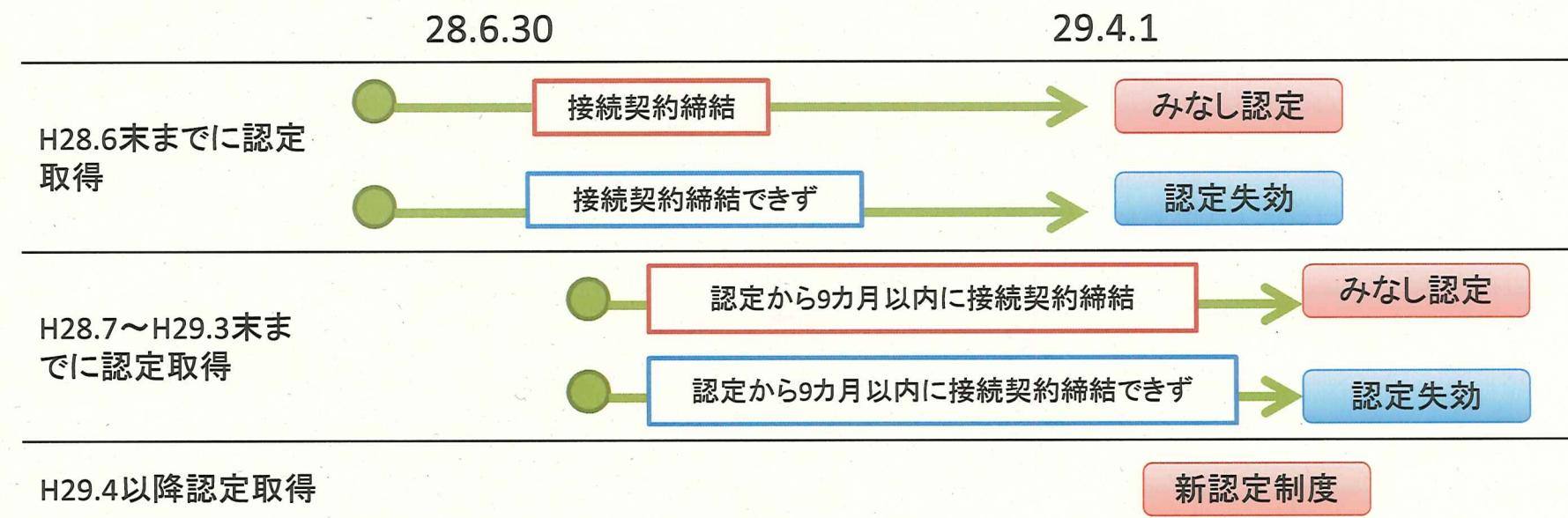
【 28.2.9:閣議決定 → 28.5.29:成立 → 29.4.1:施行 】

◆現行FIT法に基づく認定制度に係る経過措置

・29.4.1において、既に接続契約締結済み(発電開始済み含む)の案件については、新認定制度による認定を受けたものとみなす(みなし認定)。

→29.4.1までに接続契約を締結していない案件は、認定が失効する。

※認定から29.4.1までに9ヶ月を確保できない場合は、認定から9ヶ月の猶予期間



固定価格買取制度（FIT）見直しのポイント

【見直しの目的】

エネルギー믹스における2030年度の再生可能エネルギーの導入水準（22-24%）の達成のため、固定価格買取制度等の見直しが必要
※2014年度 再エネ比率12.2%（水力9.0%、太陽光・風力・地熱・バイオマス等3.2%）

エネルギー믹스を踏まえた
電源間でバランスの取れた導入を促進
(FIT認定量の約9割が事業用太陽光)

国民負担の抑制のため
コスト効率的な導入を促進
(買取費用が約2.3兆円に到達見込み)
※ミックスでは2030年に3.7~4兆円の見通し

電力システム改革の成果を活かした
効率的な電力の取引・流通を実現
(一昨年、九州電力等で接続保留問題が発生)

再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立

【見直しのポイント】

1. 未稼働案件※の発生を踏まえた新認定制度の創設

- 発電事業の実施可能性（例えば、系統への接続契約締結を要件化）を確認した上で認定する新たな制度を創設。【第9条】
- 既存の認定案件は、原則として新制度での認定の取得を求める（発電開始済等の案件については経過措置を設ける）。【附則第4条～第7条】
※H24～25年度認定済未稼働案件数は、約34万件／約117万件（＝約30%）<平成27年12月末時点>

2. 適切な事業実施を確保する仕組みの導入

- 新制度では、事業開始前の審査に加え、事業実施中の点検・保守や、事業終了後の設備撤去等の遵守を求め、違反時の改善命令・認定取消を可能とする。【第9条・第13条・第15条】
- 景観や安全上のトラブルが発生している状況に鑑み、事業者の認定情報を公表する仕組みを設ける。【第9条】

※ 1 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律」

（平成28年5月25日成立・6月3日公布・平成29年4月1日施行）

※ 2 電気事業法においてもFIT法での送配電事業者への買取義務導入に対応し行為規制等の所要の改正を行う。

※ 3 現行法附則第10条（少なくとも3年毎の見直し）に基づき、見直しを行ったもの。引き続き、エネルギー믹스実現の観点から定期的に検討する。

3. コスト効率的な導入

- 中長期的な買取価格の目標を設定し、予見可能性を高める。【第3条】
- 事業者間の競争を通じた買取価格低減を実現するため入札制を導入。【第4条～第8条】（事業用太陽光を対象とし大規模案件から実施）
- 数年先の認定案件の買取価格まで予め提示することを可能とする。【第3条】（住宅用太陽光や風力は、価格低減のスケジュールを示す）
- 賦課金8割减免は、電力多消費事業の省エネの取組の確認、国際競争力強化の制度趣旨の徹底や、省エネの取組状況等に応じた减免率の設定を可能とする。【第37条】

4. 地熱等のリードタイムの長い電源の導入拡大

- 数年先の認定案件の買取価格まで予め提示することを可能とする。【第3条】（地熱・風力・中小水力・バイオマスといったリードタイムの長い電源について、発電事業者の参入を促す。）

5. 電力システム改革を活かした導入拡大

- 再生可能エネルギー電気の買取義務者を小売電気事業者等から一般送配電事業者等に変更する。これにより電力の広域融通をより円滑化し、より多くの再生可能エネルギーの導入を可能とする。【第16条】
- 市場経由以外にも、小売電気事業者等への直接引渡しも可能とする。【第17条】

新たな未稼働案件の発生防止に向けた仕組み

- 新制度において買取価格の決定は認定取得時としているが、運転開始まで長期間を要する場合、買取価格設定の際に想定したコストと実コストとの乖離が生じる。早期の運転開始（実際の発電開始）に向けたインセンティブをFIT制度上設けることとする。
- 具体的には一定の合理的な期間内に運転開始することを求めることとし、本年8月1日以降に接続契約（工事費負担金契約まで）を締結する案件を対象とする。

①運転開始期限設定の考え方

- 対象電源については、当面、時間が経過するにつれ、買取価格設定の際に想定したコストと実コストとの乖離が大きくなっていくと考えられる太陽光発電を対象とする。
- 期限については、認定～運転開始までの期間の実データや、事業者ヒアリング等を踏まえた認定取得後の工事や手続等に通常要する時間を考慮すると、
→事業用太陽光では3年、住宅用太陽光で1年とする。
- なお、認定の経過措置対象となる案件については、みなし認定に移行した日（平成29年4月1日等）から運転開始までを一定の期限の対象とする。

太陽光の認定から運転開始までの期間の分布

	1年以内	1年超	未運開
住宅用（10kW未満）	92.9%	1.1%	5.9%

	2年以内	2年超	未運開	廃止
事業用※	59.8%	15.3%	18.1%	6.8%

出所：認定データ等を元に資源エネルギー庁作成

※事業用については、平成25年度認定案件のうち、400kW以上の設備について行った報告徴収に基づき、新たな認定制度の要件を満たしうるものと対象に分析したもの

②運転開始期限を超過した場合の対応

- **事業用太陽光：**
運開遅延による利益を発生させないよう、期限を過ぎた場合、認定時の価格から買取価格を毎年一定割合（例：年5%）下落させるか、買取期間を短縮させる。系統事由等、個別の事情は考慮しない。
※（買取価格の）入札対象の事業用太陽光については入札参加要件などを定める入札実施指針の議論を経て対応を決定する。
※買取価格の引下げ幅・買取期間の短縮度合い等については、調達価格等算定委員会で議論。
- **住宅用太陽光：**
系統事由は発生せず、速やかな運転開始が期待できることから、期限内に運開できない場合は、認定を失効。

③土地・設備の確保に関するルール

- 土地・設備の確保に関する270日ルールについては、認定の自動失効ではなく、取消し事由とする。
- また、設備の変更に伴い新しい認定を求め、買取価格を変更させる仕組みは新制度以降は適用しない。

適切な事業実施を確保するための新認定基準の設定

- 改正法案では、未稼働案件の発生防止や、適切な事業実施の確保を図る観点から、新たな認定制度の基準として、①事業内容の適切性（運転開始後も含めて）、②事業実施の確実性、③設備の適切性、の基準を定めることとしている。
- 具体的には、以下のような認定基準を設定することを検討する。

＜現行制度における認定基準（現行法6条）＞

第一項 発電設備が基準に適合すること

3ヶ月以内に修理が可能な点検・保守体制があること

場所と設備の仕様が決定していること

電気の量を適確に計測できる構造であること

RPS設備ではないこと

設備で使用する電気は発電した電気を充てること

分割しないこと 等

第二項 発電の方法が基準に適合すること

費用を記録すること

他事業のバイオマス調達に著しく影響を及ぼさないこと（バイオマス） 等

※なお、住宅用太陽光発電（10kW未満の太陽光発電）については、
標識の掲示の基準等を適用させないと想定。

＜新認定基準（新法9条3項）案＞

第一号 事業の内容が基準に適合すること

適切に点検・保守を行い、発電量の維持に努めること（新規）

定期的に費用、発電量等を報告すること（新規）

系統安定化等について適切に発電事業を行うこと（新規）

設備の更新又は廃棄の際に、不要になった設備を適切に処分すること（新規）

費用を記録すること

他事業のバイオマス調達に著しく影響を及ぼさないこと（バイオマス） 等

第二号 事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれること ※省令委任なし 接続契約を締結していること（新規）

土地利用に関する法令を遵守すること（新規）

適正な期間内に運転開始すること（新規）

第三号 設備が基準に適合すること

発電設備の安全性に関する法令を遵守すること（新規）

設備の設置場所において事業内容等を記載した標識を掲示すること（新規）

3ヶ月以内に修理が可能な点検・保守体制があること

場所と設備の仕様が決定していること

電気の量を適確に計測できる構造であること

RPS設備ではないこと

設備で使用する電気は発電した電気を充てること

分割しないこと 等

買取価格決定方式の見直し全体像

施行予定日
(H29.4.1)

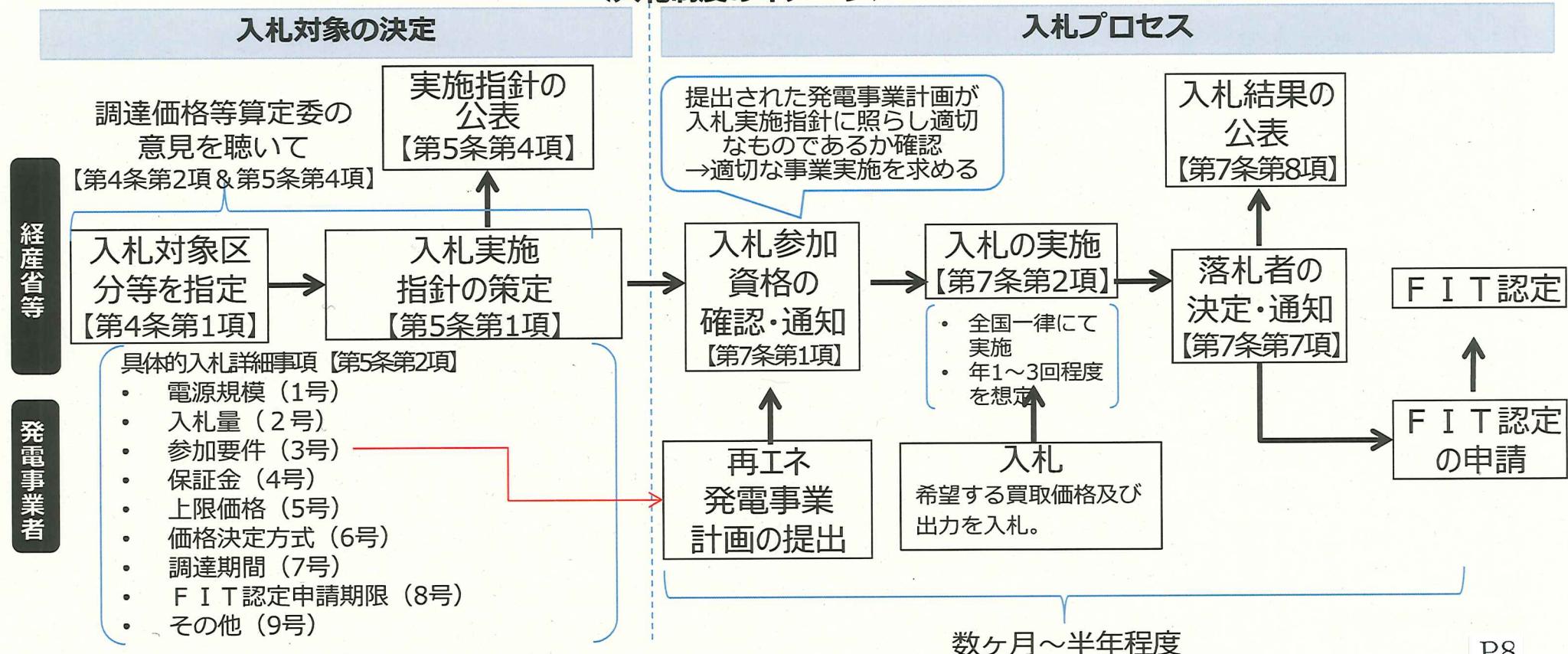
	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成29年度～ 見直し案
事業用太陽光 (10kW以上)	40円	36円	32円	29円※1	24円	毎年決定:大規模太陽光は入札実施
住宅用太陽光 (10kW未満)	42円	38円	37円	33円 35円※2	31円 33円※2	価格低減のスケジュールを示す
風力			22円(20kW以上)			
			55円(20kW未満)			
				36円 (洋上風力)		
地熱		26円(15000kW以上)				複数年分を一括して決定する
		40円(15000kW未満)				※ 風力については、価格低減のスケジュールを示す。
水力	※既設導水路活用中小水力は除く	24円(1000kW以上30000kW未満)				
		29円(200kW以上1000kW未満)				
		34円(200kW未満)				
バイオマス		39円(メタン発酵ガス)				
	32円(間伐材等由来の木質バイオマス)		40円 (2000kW未満) 32円 (2000kW以上)			
			(間伐材等 由来の木質 バイオマス)			
	24円(一般木質バイオマス・農作物残さ)					
		13円(建設資材廃棄物)				
	17円(一般廃棄物・その他のバイオマス)					

価格目標を各電源設定

入札制度の導入

- 改正法案では、経済産業大臣は「電気の使用者の負担の軽減を図る上で有効であると認めるとき」入札制度の対象となる再生可能エネルギー発電設備の区分等を指定した上で、入札量や参加条件、上限価格等の「入札実施指針」を定めることができる仕組みとする。
- 大規模な事業用太陽光発電設備から入札制度を導入することを念頭におく。
- 具体的な対象電源及び入札参加要件については、調達価格等算定委員会の意見を聴いて決定する。
- 多様な発電事業者が参加出来るよう、入札に関するわかりやすい情報提供を行っていく。

＜入札制度のイメージ＞



複数年度価格設定の考え方

- 現行法では、買取価格を毎年度決定することとされているが、風力・地熱・水力・バイオマスのようにリードタイムが長い電源を念頭に置き、改正法案では数年先の認定案件の買取価格を予め決定することが出来る仕組みとする。
- これにより、環境アセスメントや地元調整等、一定の時間がかかる際も事業化決定後の買取価格下落のリスクが軽減され、開発促進に繋がることが期待される。さらに、住宅商品開発に時間を要する住宅用太陽光についても、同様の扱いが必要と考えられる。
- 複数年の価格設定に当たっては、電源毎の事業化決定からFIT認定までの期間（例えば地熱・風力発電であれば、環境アセスメントに要する期間など）を勘案した期間設定を行う。

〈複数年度価格設定のイメージ※仮に3年間定める場合〉

